

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(銚子税務署長)

平成24年5月30日棄却・確定

(第一審・千葉地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年12月13日判決、本資料261号-241・順号11831)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	伊藤 義文
同	渡辺 智志
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
処分行政庁	銚子税務署長 黒澤 伸
同指定代理人	岡村 寛子
同	菊池 豊
同	鈴木 吉憲
同	小松 茂
同	嶺山 登
同	牧迫 洋行

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 銚子税務署長が、控訴人に対し、平成20年1月23日付けでした
 - (1) 平成12年分所得税の更正のうち総所得金額2486万2794円、納付すべき税額456万5100円を超える部分
 - (2) 平成13年分所得税の更正のうち総所得金額1597万0172円、納付すべき税額217万8200円を超える部分
 - (3) 平成14年分所得税の更正のうち総所得金額410万4074円、納付すべき税額△20万2600円(△は還付金の額に相当する税額を示す。)を超える部分
 - (4) 平成15年分所得税の更正のうち総所得金額1201万2218円、納付すべき税額111万5800円を超える部分
 - (5) 平成16年分所得税の更正のうち総所得金額1129万9130円、納付すべき税額15

- 3万9300円を超える部分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）
- (6) 平成17年分所得税の更正のうち総所得金額2811万7916円、納付すべき税額715万5500円を超える部分
 - (7) 平成18年分所得税の更正のうち総所得金額3531万1266円、納付すべき税額983万8800円を超える部分
 - (8) 平成12年1月1日から平成12年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額5316万4000円、納付税額62万9500円を超える部分
 - (9) 平成13年1月1日から平成13年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額4092万6000円、納付税額36万2700円を超える部分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）
 - (10) 平成14年1月1日から平成14年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額3574万円、納付税額18万7700円を超える部分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）
 - (11) 平成15年1月1日から平成15年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額4072万6000円、納付税額61万0800円を超える部分
 - (12) 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額4268万1000円、納付税額71万1500円を超える部分
 - (13) 平成17年1月1日から平成17年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額5558万4000円、納付税額105万9600円を超える部分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）
 - (14) 平成18年1月1日から平成18年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額5884万3000円、納付税額116万5300円を超える部分をいずれも取り消す。

3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、残土処理業等を営んでいた控訴人が、①残土処理場の事業所得に関して被控訴人が行った推計課税に誤りがあること、②乙に帰属する債権を控訴人に帰属するとして当該債権の利息及び遅延損害金を控訴人の雑所得の収入金額として計上した点に誤りがあること、③控訴人のCに対する貸金債権は平成14年時点で貸倒れとなっていたから、平成14年分の遅延損害金は雑所得の計算上なかったものとみなされ、元本については平成14年分の必要経費に算入されるべきことを主張して、平成12年ないし平成18年分の各更正処分（以下「本件各処分」という。）の一部の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決6頁9行目の「所得」を「収入」に改めるほかは、同判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は、いずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正

するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

(1) 19頁5行目の「以下に検討するとおり、」を削除し、同15行目末尾の後に次のとおり加える。

「なお、この点について、控訴人は、航空写真から合理的に推測される平成13年1月時点の標高値という形で、同時点での埋立済みの深さを具体的な数値として算出したものを示している旨の主張をしている。しかしながら、上記主張は、平成13年1月時点において、A処理場の北から南に向かって、①原判決別紙3の測量図番号15、16、39ないし44、②同別紙の測量図番号13の東側半分のうち北側半分及び測量図番号14の東半分の土地、③同別紙の測量図番号13の東側半分のうち南側半分、④同別紙の測量図番号1ないし10の各土地よりなる4段階の高低差があり（原判決別紙6参照）、各段の高低差はほぼ同一であること、一番高い段である上記④の各土地は平成13年1月時点で埋立が完了していることを前提としているところ、甲13ないし15及び乙34によれば、平成13年1月以降も上記④の各土地の形状に変化が見られることからすれば、同時点において既に当該各土地の埋立が完了していたとはいえないから、控訴人の上記主張は前提を欠くといわざるを得ない。」

(2) 20頁10行目の「以上によれば」から23頁12行目までを次のとおり改める。

「この点、控訴人は、推計対象となる残土量として自ら算出した数値を根拠に処分庁が推計過程で行った埋立済み深さの控除に係る控除量の不合理性を主張するが、上記算出に当たって前提とされた控訴人の主張に係る平成13年1月時点での埋立済みの深さを採用することができないのは上述したとおりであるから、上記主張も採用することはできない。

このほか、控訴人は、処分庁が推計するに当たって採用した土量変化率の相当性等についても争っているため、その当否について以下検討する。」

(3) 23頁13行目の「ウ」を「イ」に改める。

(4) 24頁9行目の「エ」を「ウ」に改める。

2 控訴人は、控訴理由において、原判決の事実認定及び判断について縷々批判するが、いずれも独自の見解か証拠の裏づけを欠くものであり、採用することはできない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 梅津 和宏

裁判官 中山 顕裕

裁判官 飛澤 知行